あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

その日は突然やってくる

相続について考える

平成２６年１０月号

www. o-souzoku. net

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜２丁目５番

港ビル 203 号

ＴＥＬ：092-713-4900

司法書士　：　藤井　真司

天候不順の夏が過ぎ、やっと訪れた秋に、ちょっと一息入れられる日々になりました。それでも、夏の天候不順の影響が続いている毎日ですが、今年は東京でデング熱という、熱帯特有の病気が蔓延しております。九州での感染例は報告されていないようですが、蚊が媒介する病気のようですので、冬が来るまでは気をつけて過ごしましょう。

私たちが仕事としてやっている相続は、不動産についてが中心です。不動産に関する所有権やその他の権利や義務の相続による承継を、きちんと登記することによって、様々な権利を守ることが仕事です。しかし、亡くなった人から受け継ぐものは、不動産ばかりではありません。もっと色々な財産があります。思いつくままに並べますと、銀行預金・株券・国債などの有価証券などのそうですが、貸家業をやっている方では、賃借権などの、この世にある一身専属しない権利はほとんど受け継ぐことになります。そして、受け継ぐものは財産だけではないことを、しっかりと考えることだと思います。財産（負の財産も含みます。）以外に受け継ぐものは何であるのか・・・亡くなった方が受け継いでもらいたいものは何なのか・・・それをちゃんと考えたとき、遺産相続について答えが出るような気がしています。

遺言によって、受け継いでもらいたいものをはっきりと示すと、遺された人は、以後の承継に迷いや争いが少なくなるのではないでしょうか。秋の夜長にしみじみ思う今日この頃でした。

ちょっとした勘違いから・・・

この度の依頼者は新藤進さん（６９歳・仮名）です。自宅の相続登記のご依頼で、もっている書類を提示し、次のように説明されました。新藤さんのお父さんがまだ存命の時、５人いる子供の内、財産を長男進さんに相続させるつもりで進さん以外の子供全員からある証明書を印鑑証明書付で作成していました。それは生前に相続分に相当するだけの贈与を受けたので、この度の相続に対して相続分がありませんという証明書、いわゆる特別受益証明書というものです。そして、素人的には証拠を保全するためだと考えられますが、公証役場で確定日付を取られていました。いわば公証役場で手続した日にこの文書が存在することが証明されているわけです。進さんは、お父さんが亡くなったので、これを使って自宅の相続登記を考えて当事務所にいらっしゃいました。ここに大きな勘違いがあったのです。この証明書は本来ならば、新藤さんのお父さんが亡くなってから作成すべきもので、当然作成日はお父さんの死亡日以後でなくては効力がありません。それを、よりによって確定日付の手続をお父さんが亡くなる前にしていたということです。

提示された特別受益証明書は、もちろん確定日付入りですので、死亡する前に作成されていることになっているため、相続登記には使えないことを説明しました。本人は、兄弟姉妹に頭を下げたくないから、このような事をしたとのことですが、文書作成の順番が違えば、それは有効なものにはなりません。結局、この証明書は使えないので、再度証明書を作って、皆さんから印鑑をもらってもらいました・・・かなりご苦労されたようです。

この場合、遺言書を作成して、長男にすべての財産を相続させ、その他の相続人には、相続分を生前に贈与していることや、兄弟間で争わないことを付言していればよかったかと思います。生兵法は怪我の元ではないですが、素人判断では難しい場合がありますので、是非専門家を上手にご利用下さい。

ここでちょっと豆知識

嫡出子、非嫡出子とは？

嫡出子(ちゃくしゅつし）とは、法律上の婚姻関係にある男女の間に生まれた子どものことをいいます。

非嫡出子とは、法律上の婚姻関係がない男女の間に生まれた子どものことをいいます。